

平成26年度安曇野市一般会計繰越明許費繰越計算書について

本件について、地方自治法施行令第146条第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

平成27年 6 月 1 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

平成26年度安曇野市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越金	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
						国県支出金 地方債	
2 総務費	1 総務管理費	企画総務費（地方創生先行型）	15,590,000	15,590,000	0	10,000,000	5,590,000
						国 10,000,000	
3 民生費	2 児童福祉費	児童福祉総務費（地方創生先行型）	54,717,000	54,717,000	0	41,954,000	12,763,000
						国 41,954,000	
6 農林水産業費	1 農業費	農業生産振興費（地方創生先行型）	5,000,000	5,000,000	0	3,500,000	1,500,000
						国 3,500,000	
6 農林水産業費	1 農業費	後継者対策事業（地方創生先行型）	3,000,000	3,000,000	0	2,100,000	900,000
						国 2,100,000	
6 農林水産業費	1 農業費	消費拡大対策事業（地方創生先行型）	3,150,000	3,150,000	0	2,200,000	950,000
						国 2,200,000	
7 商工費	1 商工費	工業振興事業（地方創生先行型）	500,000	500,000	0	300,000	200,000
						国 300,000	
7 商工費	1 商工費	産業連携推進事業（地方創生先行型）	1,169,000	1,169,000	0	818,000	351,000
						国 800,000	
						他 18,000	
7 商工費	1 商工費	商業振興事業（地域消費喚起・生活支援型）	133,000,000	133,000,000	0	133,000,000	0
						国 133,000,000	
7 商工費	1 商工費	商業振興事業（地方創生先行型）	5,061,000	5,061,000	0	3,400,000	1,661,000
						国 3,400,000	
7 商工費	1 商工費	受入体制整備事業（地域消費喚起・生活支援型）	17,296,000	17,296,000	0	17,296,000	0
						国 17,296,000	
7 商工費	1 商工費	受入体制整備事業（地方創生先行型）	6,800,000	6,622,000	0	4,730,000	1,892,000
						国 4,730,000	
7 商工費	1 商工費	地域ブランド化構築事業（地方創生先行型）	800,000	800,000	0	570,000	230,000
						国 570,000	
7 商工費	1 商工費	商業振興事業（都市再生整備事業）	15,880,000	15,880,000	0	6,352,000	9,528,000
						国 6,352,000	
7 商工費	1 商工費	観光拠点整備事業（都市再生整備事業）	4,006,800	4,006,800	0	1,472,000	2,534,800
						国 1,472,000	

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越金	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
						国県支出金 地方債	
8 土木費	2 道路橋梁費	社会資本整備総合交付金事業 (三郷1級5号線外5路線)	113,417,500	113,417,500	0	108,052,000	5,365,500
						国 62,252,000	
						地 45,800,000	
8 土木費	4 都市計画費	街路整備事業（都市再生）	53,989,200	37,393,200	0	19,334,000	18,059,200
						国 19,334,000	
9 消防費	1 消防費	消防施設維持整備事業	11,391,000	11,391,000	0	2,693,000	8,698,000
						国 2,693,000	
合 計			444,767,500	427,993,500	0	357,771,000	70,222,500
						国 311,953,000	
						地 45,800,000	
						他 18,000	

※国：国県支出金、地：地方債、他：その他

平成26年度安曇野市一般会計事故繰越し繰越計算書について

本件について、地方自治法施行令第150条第 3 項の規定により、次のとおり報告する。

平成27年 6 月 1 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

平成26年度安曇野市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
				支出済額	支出未済額			既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
								国県支出金 地方債	国県支出金 地方債	
2 総務費	1 総務管理費	本庁舎建設事業	2,027,052	0	2,027,052	0	2,027,052	0	0	2,027,052
2 総務費	1 総務管理費	堀金支所等整備事業	14,191,200	0	14,191,200	0	14,191,200	0	0	14,191,200
6 農林水産業費	1 農業費	畑作園芸振興事業	202,981,576	183,586,105	19,395,471	0	19,395,471	0	15,036,182	4,359,289
									国 15,036,182	
7 商工費	1 商工費	温泉活用施設事業	1,296,000	0	1,296,000	0	1,296,000	0	0	1,296,000
8 土木費	2 道路橋梁維持費	道路橋梁維持費	6,696,000	0	6,696,000	1,104,000	7,800,000	0	0	7,800,000
8 土木費	2 道路橋梁維持費	市道新設改良事業(堀金2級63号線外4)	101,324,726	36,680,000	64,644,726	0	64,644,726	0	0	64,644,726
8 土木費	2 道路橋梁維持費	市道新設改良事業(合併特例債豊科1-26)	13,402,269	0	13,402,269	0	13,402,269	0	12,700,000	702,269
									地 12,700,000	
10教育費	2 小学校費	穂高南小学校プール改築事業	158,220,000	0	158,220,000	22,000	158,242,000	0	22,658,000	135,584,000
									国 22,658,000	
10教育費	4 幼稚園費	穂高幼稚園大規模改造(補強・老朽)事業	203,091,840	79,666,200	123,425,640		123,425,640	0	17,373,000	106,052,640
									国 17,373,000	
10教育費	6 保健体育費	県民豊科運動広場排水施設整備事業	23,565,600	0	23,565,600	0	23,565,600	0	0	23,565,600
合 計			726,796,263	299,932,305	426,863,958	1,126,000	427,989,958	0	67,767,182	360,222,776
								国	0	
								地	0	
								他	0	

※国：国県支出金、地：地方債、他：その他

平成26年度安曇野市水道事業会計継続費繰越計算書について

本件について、地方公営企業法施行令第18条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり報告する。

平成27年 6 月 1 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

平成26年度安曇野市水道事業会計継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費の総額	平成26年度継続費予算現額			支払義務 発 生 (見込)額	残 額	翌 年 度 通次繰越額	翌 年 度 通次繰越額に 係る財源内訳	翌年度 通 次 繰越額に 係る繰越を 要するたな卸 資産の購 入 限度額
				予算計上額	前年度 通 次 繰越額	計				損益勘定 留保資金	
			円	円	円	円	円	円	円	円	円
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	第一次 拡張事業	2, 293, 613, 000	744, 065, 000	252, 342, 000	996, 407, 000	874, 530, 000	121, 877, 000	121, 877, 000	121, 877, 000	—

平成26年度安曇野市水道事業会計予算繰越計算書について

本件について、地方公営企業法第26条第 3 項の規定により、次のとおり報告する。

平成27年 6 月 1 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

平成26年度安曇野市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額 (単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳	不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説 明
						損益勘定 留保資金			
1	1	県道穂高明科線（常盤橋） 改良に伴う配水管布設替工 事	9,882,000	0	9,882,000	9,882,000	0	0	県工事の繰越に 伴う工期延長
合 計			9,882,000	0	9,882,000	9,882,000	0	0	

平成26年度安曇野市下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書について

本件について、地方自治法施行令第150条第 3 項の規定により、次のとおり報告する。

平成27年 6 月 1 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

平成26年度安曇野市下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
								国県支出金 地方債	国県支出金 地方債	
1 下水道費	2 下水道事業費	市単独事業費 (田沢工区)	19,440,000	7,770,000	11,670,000	1,330,000	13,000,000	700,000	12,300,000	0
									地 12,300,000	
								他 700,000		
合 計			19,440,000	7,770,000	11,670,000	1,330,000	13,000,000	700,000	12,300,000	0
								国 0	国 0	
								地 0	地 12,300,000	
								他 700,000	他 0	

※国：国県支出金、地：地方債、他：その他

報告第 8 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成 27 年 6 月 1 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年3月31日

安曇野市長 宮澤 宗弘

安曇野市税条例等の一部を改正する条例

(安曇野市税条例の一部改正)

第1条 安曇野市税条例（平成17年安曇野市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に改める。

第31条第2項の表第1号オ中「法人税法第2条第16号」を「法第292条第1項第4号の5」に、「又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額）」を「をいう。以下この表及び第4項において同じ。」に、「この表」を「この表及び第4項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 資本金等の額を有する法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第48条第6項中「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に改める。

第50条第3項中「第2条第12号の7の2」を「第2条第12号の6の7」に改める。

第57条及び第59条中「第10号の9」を「第10号の10」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第9条の前に見出しとして「(個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等)」を付し、同条を次のように改める。

第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出（第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規

定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

- 2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

- 3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

- 4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

附則第9条の次に次の1条を加える。

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

附則第10条の2第5項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 法附則第15条の8第4項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第11条の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成25年度又は平成26年度」を「平成28年度又は平成29年度」に改め、同条第1項中「平成25年度分又は平成26年度分」を「平成28年度分又は平成29年度分」に改め、同条第2項中「平成25年度適用土地」を「平成28年度適用土地」に、「平成25年度類似適用土地」を「平成28年度類似適用土地」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に改める。

附則第12条の前の見出し及び同条並びに附則第13条（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則第16条を次のように改める。

（軽自動車税の税率の特例）

第16条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900 円	1,000 円
	6,900 円	1,800 円
	10,800 円	2,700 円
	3,800 円	1,000 円
	5,000 円	1,300 円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900 円	2,000 円
	6,900 円	3,500 円
	10,800 円	5,400 円
	3,800 円	1,900 円
	5,000 円	2,500 円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900 円	3,000 円
	6,900 円	5,200 円
	10,800 円	8,100 円
	3,800 円	2,900 円
	5,000 円	3,800 円

（安曇野市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 安曇野市税条例の一部を改正する条例（平成25年条例第49号）の一部を次のように改正する。

条例附則第6条第4項及び第6条の2第4項の改正規定を削る。

（安曇野市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 安曇野市税条例の一部を改正する条例(平成26年条例第22号)の一部を次のように改正する。

附則第16条の改正規定を次のように改める。

附則第16条第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。)」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第1条第3号中「第82条の改正規定」を「第82条第2号アの改正規定(「3,600円」に係る部分を除く。)」に、「附則第4条」を「附則第4条第1項」に改め、同条第4号中「第52条第1項及び」の次に「第82条第1号の改正規定、同条第2号アの改正規定(「3,600円」に係る部分に限る。)、同号イ並びに同条3号の改正規定並びに」を加え、「附則第5条」を「附則第4条第2項、第5条」に改める。

附則第4条中「第82条」を「第82条第2号ア(「3,600円」に係る部分を除く。)」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 新条例第82条第1号、第2号ア(「3,600円」に係る部分に限る。)及びイ並びに第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附則第6条の表中「附則第16条」を「附則第16条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定及び第3条中安曇野市税条例の一部を改正する条例附則第1条第3号及び第4号並びに第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の安曇野市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第9条の規定は、市民税の所得割の納税義務者がこの条例の施行の日以後に支出する同条第1項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。

3 新条例附則第9条の2の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第5項の規定は、平成27年4月1日以後に新築される新法附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例附則第16条の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

報告第 9 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成 27 年 6 月 1 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年3月31日

安曇野市長 宮澤 宗弘

安曇野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

安曇野市国民健康保険税条例（平成17年安曇野市条例第137号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項ただし書中「16万円」を「17万円」に改め、同条第4項ただし書中「14万円」を「16万円」に改める。

第19条中「51万円」を「52万円」に、「16万円」を「17万円」に、「14万円」を「16万円」に改め、同条第2号中「245,000円」を「26万円」に改め、同条第3号中「45万円」を「47万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の安曇野市国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（安曇野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 安曇野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成26年安曇野市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に次の1号を加える。

- （3） 附則第20項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。） 平成28年1月1日

報告第 10 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成 27 年 6 月 1 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 26 年度安曇野市一般会計補正予算（専決第 2 号）について、別紙のとおり専決処分する。

平成 27 年 3 月 27 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

平成26年度 安曇野市一般会計補正予算（専決第2号）

平成26年度安曇野市の一般会計補正予算（専決第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ776,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43,116,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加、変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 地方譲与税		500,000	△32,743	467,257
	1 地方揮発油譲与税	150,000	△10,087	139,913
	2 自動車重量譲与税	350,000	△22,656	327,344
3 利子割交付金		23,000	△264	22,736
	1 利子割交付金	23,000	△264	22,736
4 配当割交付金		20,000	44,688	64,688
	1 配当割交付金	20,000	44,688	64,688
5 株式等譲渡所得割交付金		1,000	48,229	49,229
	1 株式等譲渡所得割交付金	1,000	48,229	49,229
6 地方消費税交付金		1,250,000	△151,332	1,098,668
	1 地方消費税交付金	1,250,000	△151,332	1,098,668
7 ゴルフ場利用税交付金		43,000	△3,659	39,341
	1 ゴルフ場利用税交付金	43,000	△3,659	39,341
8 自動車取得税交付金		60,000	△10,307	49,693
	1 自動車取得税交付金	60,000	△10,307	49,693
10 地方交付税		10,973,180	213,678	11,186,858
	1 地方交付税	10,973,180	213,678	11,186,858
11 交通安全対策特別交付金		18,400	△3,515	14,885
	1 交通安全対策特別交付金	18,400	△3,515	14,885
12 分担金及び負担金		722,127	583	722,710
	1 分担金	33,415	△53	33,362
	2 負担金	688,712	636	689,348
13 使用料及び手数料		422,240	△7,823	414,417
	1 使用料	265,681	△850	264,831
	2 手数料	156,559	△6,973	149,586
14 国庫支出金		3,739,216	△25,211	3,714,005
	1 国庫負担金	2,683,987	△40,101	2,643,886
	2 国庫補助金	1,038,837	14,890	1,053,727
15 県支出金		2,263,216	△82,538	2,180,678
	1 県負担金	1,001,553	△9,993	991,560

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	2 県補助金	969,616	△48,214	921,402
	3 県委託金	292,047	△24,331	267,716
16 財産収入		110,198	1,340	111,538
	1 財産運用収入	106,123	1,340	107,463
17 寄附金		5,700	1,181	6,881
	1 寄附金	5,700	1,181	6,881
18 繰入金		1,424,454	△459,015	965,439
	2 基金繰入金	1,422,846	△459,015	963,831
20 諸収入		1,558,402	△9,492	1,548,910
	3 貸付金元利収入	971,970	△1	971,969
	4 受託事業収入	47,154	△596	46,558
	5 雑入	523,177	△8,895	514,282
21 市債		8,236,700	△299,800	7,936,900
	1 市債	8,236,700	△299,800	7,936,900
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		12,521,167	0	12,521,167
歳 入 合 計		43,892,000	△776,000	43,116,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		280,913	△2,500	278,413
	1 議会費	280,913	△2,500	278,413
2 総務費		7,927,198	△136,431	7,790,767
	1 総務管理費	7,068,550	△86,049	6,982,501
	2 徴税費	542,646	△24,780	517,866
	4 選挙費	134,673	△25,602	109,071
3 民生費		12,232,374	△236,429	11,995,945
	1 社会福祉費	6,369,337	△142,393	6,226,944
	2 児童福祉費	4,729,353	△83,390	4,645,963
	3 生活保護費	1,133,184	△10,646	1,122,538
4 衛生費		2,875,031	△163,118	2,711,913
	1 保健衛生費	1,203,073	△34,258	1,168,815
	2 清掃費	1,109,796	△13,560	1,096,236
	3 上水道費	562,162	△115,300	446,862
6 農林水産業費		2,381,281	△57,859	2,323,422
	1 農業費	1,281,921	△43,910	1,238,011
	2 林業費	520,927	△12,673	508,254
	3 耕地費	578,248	△1,276	576,972
7 商工費		1,807,046	△26,192	1,780,854
	1 商工費	1,807,046	△26,192	1,780,854
8 土木費		4,642,630	△69,097	4,573,533
	1 土木管理費	361,002	△3,724	357,278
	2 道路橋梁費	1,684,234	△53,494	1,630,740
	4 都市計画費	2,546,807	△11,879	2,534,928
9 消防費		2,140,485	△44,021	2,096,464
	1 消防費	2,140,485	△44,021	2,096,464
10 教育費		5,021,427	△30,382	4,991,045
	1 教育総務費	760,713	△11,279	749,434
	2 小学校費	745,697	△2,936	742,761

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	3 中学校費	430,818	△6,501	424,317
	5 社会教育費	2,513,285	△9,666	2,503,619
11 災害復旧費		10,000	△10,000	0
	1 土木施設災害復旧費	10,000	△10,000	0
12 公債費		4,451,269	29	4,451,298
	1 公債費	4,451,269	29	4,451,298
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		122,346	0	122,346
歳 出 合 計		43,892,000	△776,000	43,116,000

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
7 商工費	1 商工費	商業振興事業（都市再生整備事業）	15,880
7 商工費	1 商工費	観光拠点整備事業（都市再生整備事業）	4,007
9 消防費	1 消防費	消防施設維持整備事業	11,391

2 変更

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
3 民生費	2 児童福祉費	児童福祉総務費（地方創生先行型）	46,800	54,717
3 民生費	2 児童福祉費	公立保育園総務費（地方創生先行型）	5,164	皆減
7 商工費	1 商工費	受入体制整備事業（地域消費喚起・生活支援型）	17,000	17,296
7 商工費	1 商工費	受入体制整備事業（地方創生先行型）	6,800	6,622
8 土木費	2 道路橋梁費	社会資本整備総合交付金事業（三郷1級5号線外5路線）	104,600	113,419
8 土木費	4 都市計画費	街路整備事業（都市再生）	4,104	37,394

第3表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
旧合併特例事業債 (民生債)	290,800	証書借入	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率を見直した後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は債権者と協定するものによる。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	253,700	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
施設整備事業債 (民生債)	268,900	同上	同上	同上	252,300	同上	同上	同上
旧合併特例事業債 (衛生債)	502,800	同上	同上	同上	387,500	同上	同上	同上
公共事業等債 (農林債)	45,100	同上	同上	同上	44,200	同上	同上	同上
公共事業等債 (土木債)	127,100	同上	同上	同上	118,100	同上	同上	同上
旧合併特例事業債 (土木債)	375,000	同上	同上	同上	277,800	同上	同上	同上
防災対策事業債 (消防債)	5,600	同上	同上	同上	5,400	同上	同上	同上
旧合併特例事業債 (消防債)	387,200	同上	同上	同上	385,700	同上	同上	同上
旧合併特例事業債 (教育債)	1,328,000	同上	同上	同上	1,307,500	同上	同上	同上
緊急防災減災事業債 (教育債)	96,900	同上	同上	同上	95,400	同上	同上	同上

報告第 11 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成 27 年 6 月 1 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 26 年度安曇野市国民健康保険特別会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

平成 27 年 3 月 27 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

平成26年度 安曇野市国民健康保険特別会計補正予算(専決第1号)

平成26年度安曇野市の国民健康保険特別会計補正予算(専決第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ126,418千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,082,078千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険税		2,231,472	△29,069	2,202,403
	1 国民健康保険税	2,231,472	△29,069	2,202,403
2 使用料及び手数料		1,400	140	1,540
	1 手数料	1,400	140	1,540
3 国庫支出金		2,067,254	162,893	2,230,147
	1 国庫負担金	1,704,303	28,772	1,733,075
	2 国庫補助金	362,951	134,121	497,072
4 県支出金		475,309	44,818	520,127
	2 県補助金	411,970	44,818	456,788
5 療養給付費等交付金		591,883	56,474	648,357
	1 療養給付費等交付金	591,883	56,474	648,357
7 共同事業交付金		873,765	120,577	994,342
	1 共同事業交付金	873,765	120,577	994,342
9 繰入金		1,160,459	△232,942	927,517
	1 他会計繰入金	587,844	△10,327	577,517
	2 基金繰入金	572,615	△222,615	350,000
11 諸収入		39,385	3,527	42,912
	1 延滞金及び過料	13,211	3,284	16,495
	2 預金利子	1	△1	0
	3 貸付金元利収入	1,384	77	1,461
	4 受託事業収入	9,165	△386	8,779
	6 雑入	10,316	553	10,869
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		3,514,733	0	3,514,733
歳 入 合 計		10,955,660	126,418	11,082,078

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		18,353	△480	17,873
	1 総務管理費	14,080	△383	13,697
	2 賦課徴収費	2,724	△87	2,637
	3 運営協議会費	231	△7	224
	4 趣旨普及費	1,318	△3	1,315
2 保険給付費		7,406,361	△76,229	7,330,132
	1 療養諸費	6,508,329	△55,843	6,452,486
	2 高額療養費	833,932	△11,867	822,065
	3 移送費	500	△500	0
	4 出産育児諸費	37,800	△7,030	30,770
	5 葬祭諸費	4,800	△90	4,710
	6 精神諸費	21,000	△899	20,101
8 保健事業費		161,128	△9,794	151,334
	1 特定健康診査等事業費	145,310	△6,885	138,425
	2 保健事業費	15,818	△2,909	12,909
11 諸支出金		136,759	△2,881	133,878
	1 償還金利子及び還付加算金	136,759	△2,881	133,878
12 予備費		150,000	215,802	365,802
	1 予備費	150,000	215,802	365,802
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		3,083,059	0	3,083,059
歳 出 合 計		10,955,660	126,418	11,082,078

報告第 12 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成 27 年 6 月 1 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 26 年度安曇野市後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

平成 27 年 3 月 27 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

平成26年度 安曇野市後期高齢者医療特別会計
補正予算（専決第1号）

平成26年度安曇野市の後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16,510千円を減額し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ991,032千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料		754,798	△15,852	738,946
	1 後期高齢者医療保険料	754,798	△15,852	738,946
2 使用料及び手数料		144	△20	124
	1 手数料	144	△20	124
3 繰入金		235,862	△180	235,682
	1 一般会計繰入金	235,862	△180	235,682
5 諸収入		727	△458	269
	1 延滞金、加算金及び過料	75	△1	74
	2 預金利子	1	△1	0
	3 雑入	1	△1	0
	4 償還金及び還付加算金	650	△455	195
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		16,011	0	16,011
歳 入 合 計		1,007,542	△16,510	991,032

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		626	△198	428
	1 総務管理費	79	△31	48
	2 徴収費	547	△167	380
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,006,200	△32,626	973,574
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,006,200	△32,626	973,574
3 諸支出金		711	△516	195
	1 償還金及び還付加算金	711	△516	195
4 予備費		5	16,830	16,835
	1 予備費	5	16,830	16,835
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項				
歳 出 合 計		1,007,542	△16,510	991,032

報告第 13 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成 27 年 6 月 1 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 26 年度安曇野市介護保険特別会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

平成 27 年 3 月 27 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

平成26年度 安曇野市介護保険特別会計補正予算（専決第1号）

平成26年度安曇野市の介護保険特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ173,231千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,321,830千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保険料		1,721,208	17,162	1,738,370
	1 介護保険料	1,721,208	17,162	1,738,370
2 使用料及び手数料		480	△80	400
	1 手数料	480	△80	400
3 国庫支出金		1,942,487	△36,414	1,906,073
	2 国庫補助金	459,940	△36,414	423,526
4 支払基金交付金		2,308,434	△148	2,308,286
	1 支払基金交付金	2,308,434	△148	2,308,286
5 県支出金		1,272,057	△102,525	1,169,532
	1 県負担金	1,254,314	△101,319	1,152,995
	2 県補助金	17,743	△1,206	16,537
6 サービス収入		18,367	△936	17,431
	1 介護予防給付費収入	18,367	△936	17,431
8 繰入金		1,155,857	△52,611	1,103,246
	1 一般会計繰入金	1,140,875	△37,629	1,103,246
	2 基金繰入金	14,982	△14,982	0
9 繰越金		74,544	△1	74,543
	1 繰越金	74,544	△1	74,543
10 諸収入		5	2,322	2,327
	1 預金利子	1	△1	0
	2 雑入	3	1,625	1,628
	3 延滞金・加算金及び過料	1	698	699
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		1,622	0	1,622
歳 入 合 計		8,495,061	△173,231	8,321,830

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		99,864	△3,981	95,883
	1 総務管理費	12,245	△1,317	10,928
	2 徴収費	6,344	△898	5,446
	3 介護認定審査会費	81,275	△1,766	79,509
2 保険給付費		8,202,493	△244,987	7,957,506
	1 介護サービス等諸費	7,666,373	△193,588	7,472,785
	2 その他諸費	8,168	△105	8,063
	3 高額介護サービス等費	145,331	△10,565	134,766
	4 特定入所者介護サービス等費	360,615	△37,512	323,103
	5 高額医療合算介護サービス等費	22,006	△3,217	18,789
3 地域支援事業		100,533	△7,234	93,299
	1 介護予防事業	29,111	△3,367	25,744
	2 包括的支援事業・任意事業費	71,422	△3,867	67,555
4 介護サービス事業費		18,367	△129	18,238
	1 介護予防支援事業	18,367	△129	18,238
5 基金積立金		1,623	33,795	35,418
	1 基金積立金	1,623	33,795	35,418
6 公債費		100	△100	0
	1 公債費	100	△100	0
7 諸支出金		72,031	△99	71,932
	1 償還金及び還付加算金	72,031	△99	71,932
8 予備費		50	49,504	49,554
	1 予備費	50	49,504	49,554
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項				
歳 出 合 計		8,495,061	△173,231	8,321,830

報告第 14 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成 27 年 6 月 1 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 26 年度安曇野市下水道事業特別会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

平成 27 年 3 月 27 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

平成26年度 安曇野市下水道事業特別会計補正予算（専決第1号）

平成26年度安曇野市の下水道事業特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ32,600千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,292,214千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		196,000	37,100	233,100
	1 負担金	196,000	37,100	233,100
2 使用料及び手数料		1,584,886	△52,831	1,532,055
	1 使用料	1,583,206	△52,691	1,530,515
	2 手数料	1,680	△140	1,540
3 国庫支出金		164,900	△500	164,400
	1 国庫補助金	164,900	△500	164,400
7 諸収入		89,933	△169	89,764
	2 雑入	89,923	△169	89,754
8 市債		287,400	△16,200	271,200
	1 市債	287,400	△16,200	271,200
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		2,001,695	0	2,001,695
歳 入 合 計		4,324,814	△32,600	4,292,214

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 下水道費		1, 628, 460	△28, 900	1, 599, 560
	1 総務管理費	333, 594	△3, 500	330, 094
	2 下水道事業費	549, 312	△13, 900	535, 412
	3 下水道維持管理費	745, 554	△11, 500	734, 054
2 公債費		2, 691, 854	△3, 700	2, 688, 154
	1 公債費	2, 691, 854	△3, 700	2, 688, 154
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		4, 500	0	4, 500
歳 出 合 計		4, 324, 814	△32, 600	4, 292, 214

第2表 地方債補正

1 変更 (単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道事業債	287,400	証書借入	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率を見直した後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は債権者と協定するものによる。 ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	271,200	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ

報告第 15 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成 27 年 6 月 1 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 26 年度安曇野市農業集落排水事業特別会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

平成 27 年 3 月 27 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

平成26年度 安曇野市農業集落排水事業特別会計
補正予算（専決第1号）

平成26年度安曇野市の農業集落排水事業特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,580千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ193,819千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 使用料及び手数料		48, 273	△1, 580	46, 693
	1 使用料	48, 243	△1, 580	46, 663
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		147, 126	0	147, 126
歳 入 合 計		195, 399	△1, 580	193, 819

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農業集落排水事業費		52,532	△1,580	50,952
	1 農業集落排水事業費	52,532	△1,580	50,952
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		142,867	0	142,867
歳 出 合 計		195,399	△1,580	193,819

報告第 16 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成 27 年 6 月 1 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 26 年度安曇野市産業団地造成事業特別会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

平成 27 年 3 月 27 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

平成26年度 安曇野市産業団地造成事業特別会計
補正予算（専決第1号）

平成26年度安曇野市の産業団地造成事業特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ98,408千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ650千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 財産収入		98,408	△98,408	0
	1 財産売払収入	98,408	△98,408	0
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		650	0	650
歳 入 合 計		99,058	△98,408	650

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 産業団地事業費		99,058	△98,408	650
	1 産業団地事業費	99,058	△98,408	650
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項				
歳 出 合 計		99,058	△98,408	650